

タイトル	弁護士会照会に対する報告と照会先の損害賠償責任
著者	酒井，博行；SAKAI，Hiroyuki
引用	北海学園大学法学会，52(2)：99-144
発行日	2016-09-30

弁護士会照会に対する報告と照会先の損害賠償責任

酒 井 博 行

第一章 問題の所在

第二章 従来の最高裁判例・下級審裁判例

第三章 照会先による報告に係る不法行為の成否

第一節 報告の違法性

第一款 報告の違法性の判断基準

第二款 報告拒絶に基づく損害賠償請求の事案との整合性

第二節 報告に係る照会先の故意・過失

第四章 むすびにかえて

第一章 問題の所在

弁護士会照会（弁護士法二三条の二）^①は、弁護士が受任事件（弁護士法三条）のために必要な事項につき、当該事件との関係では第三者である公務所・公私の団体に対し報告を求めることを所属弁護士会に申し出、申出を適当であ

ると認めた場合、当該弁護士会が公務所・公私の団体に照会し報告を求める制度である。照会申出の要件となる受任事件は民事・刑事・家事・行政等の別を問わず、また、訴訟になつてゐる事件に限られないため、^② 弁護士会照会は弁護士の受任事件につき一般的に利用可能な、第三者からの情報収集手続として位置付けられる。

弁護士会照会の照会先たる公務所・公私の団体の報告義務につき、明文の規定はないが、裁判例は報告義務を肯定し、学説もほぼ一致して報告義務を肯定する。^③ すなわち、弁護士会照会に対する照会先の一般的・抽象的な意味での報告義務は承認されており、弁護士会に対する公的な義務、ないし、公法上の義務とされる。

しかし、これらの裁判例・学説はおおむね、照会先は報告を拒絶する正当な理由がない限り報告義務を負うとする。それ故、具体的な事案で弁護士会照会を受けた照会先が常に報告を行うとは限らず、報告を求められている情報につき守秘義務を負うことを理由に、報告を拒絶することがある。この場合、照会先が報告を拒絶する「正当な理由」の有無、すなわち、具体的な事案との関係での照会先の報告義務の有無が問題となる。その上、照会先が正当な理由なく報告を拒絶していたとしても、弁護士法上は報告義務違反に対する制裁等の手続は存在しない。そのため、照会を申し出た弁護士、その依頼者、または照会を行った弁護士会が照会先に対し、報告を求めること、報告拒絶による損害を填補すること、(間接的な形ではあるが) 弁護士会照会の実効化を図ること等を目的として、具体的な照会事項についての報告義務の確認の訴えや、報告拒絶を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起することが考えられ、このような訴訟に関する公判裁判例も多く存在する。^④

しかし、前記のように照会先が守秘義務等を理由として弁護士会照会に対する報告を拒絶する論拠として、照会に応じて報告した場合、報告により自らの秘密を開示されたために法的利益を侵害されたと主張する者(以下、「秘密帰属主体」^⑤と記す)から不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起される可能性があることがしばしば挙げられる。

そして、その際、特定の個人の前科・犯罪経歴を照会事項とする弁護士会照会に対し政令指定都市の区長が報告を行った事案につき、国家賠償法一条一項により市の損害賠償責任を認めた最高裁判例たる最（三小）判昭和五六年四月四日（民集三五卷三号六二〇頁）（次章で紹介する裁判例③）がしばしば援用される^⑥。

筆者はこれまで、弁護士会の受任事件につき一般的に利用可能な第三者からの情報収集手続たる弁護士会照会の実効性を確保するとの問題意識から、照会先を被告とする報告義務の確認の訴え、報告拒絶を理由とする損害賠償請求の訴えの可能性を広く認めるべき旨を論じてきた^⑦。しかし、守秘義務等を負う公務所・公私の団体が他人の秘密に係る事項を開示した場合、秘密帰属主体から損害賠償責任を追及されたり、場合によっては刑事罰を科されたりする可能性がある点に鑑みると、このような事項につき弁護士会照会を受けた照会先が報告を拒絶しようとすることを全面的に批判する訳にはいかない。そして、照会先による報告拒絶を減少させ、弁護士会照会の実効化を図るためには、どのような場合に照会先が秘密帰属主体に対し、報告を理由とする損害賠償責任を負うことになるのかを明らかにすることが、これまでの筆者の研究といわばコインの裏表の関係になるが、必要と考えられる^⑧。

もちろん、弁護士会照会の照会先となり得る公務所・公私の団体は千差万別であり、これらの照会先が負う守秘義務等の内容も多様であるので、これらの全てを検討することは、筆者の能力面からもし得ない。しかし、現時点でもすでに、弁護士会照会に対する報告を理由に秘密帰属主体が照会先に対し損害賠償を請求した事案に係る公判裁判例が複数存在する。そして、特に前記の最高裁判例のような請求認容の判例・裁判例が照会先の報告拒絶の理由として援用される点に鑑みると、これらの公判裁判例を分析し、どのような場合に照会先の損害賠償責任が肯定され、どのような場合に否定されるかを明らかにする作業も、（公判裁判例として現れた事案の範囲で、との留保は必要であるが）一定の意義を有すると考えられる。管見の限り、前記の最高裁判例については、（プライバシー権に係る問題も含

まれていたが故に) 評釈等が相次いだものの、弁護士会照会に対し報告した照会先が秘密帰属主体から損害賠償を請求された事案に係る公判裁判例の総合的な研究は、未だなされていないのではないかとと思われる。

本稿は、以上の問題意識から、弁護士会照会に対し報告した照会先の秘密帰属主体に対する損害賠償責任が問題となった公判裁判例を検討し、報告に係る照会先の損害賠償責任の有無の判断基準を明らかにすることを目的とする。

本稿では第二章で、照会先の報告に係る秘密帰属主体に対する損害賠償責任が問題となった従来の判例・裁判例を概観する。そのうえで、第三章では、照会先が弁護士会照会に対し報告したことが秘密帰属主体との関係で不法行為となるか否かにつき、特に報告の違法性の有無、報告に係る照会先の故意・過失の有無に焦点を当てて検討する。

(1) この制度につき、「三条照会」等の呼称が用いられることがあり、本稿でも、次章で紹介する裁判例の中でこれらの呼称が用いられている場合には、判旨等の紹介の際にそのまま記すが、それ以外の部分では「弁護士会照会」の呼称で統一する。

(2) 日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法(第四版)』(弘文堂、二〇〇七年)一六二頁、高中正彦『弁護士法概説(第四版)』(三省堂、二〇一二年)一一六頁。

(3) 飯畑正男『照会制度の実証的研究』(日本評論社、一九八四年)一九六頁、福原忠男『増補弁護士法』(第一法規、一九九〇年)一八二頁、新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂、二〇一一年)三八九頁、高中・前掲注(2)一一八頁、川嶋四郎『民事訴訟法』(日本評論社、二〇一三年)四九五頁、梅本吉彦『民事訴訟法(第四版補正第三刷)』(信山社、二〇一三年)一八一頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)(第二版補訂版)』(有斐閣、二〇一四年)八七頁、三木浩一ほか『民事訴訟法(第二版)』(有斐閣、二〇一五年)一九九頁「三木」等。

(4) 弁護士会照会に対し照会先が報告を拒絶した場合の報告義務の確認の訴え、損害賠償請求の訴えに関する裁判例の状況につき、例えば、酒井博行「弁護士会照会に対する報告拒絶と報告義務の確認の訴え」北海学園大学法学部五〇周年記念論文集『次世代への挑戦——法学部半世紀の伝統を糧に——』(北海学園大学法学部、二〇一五年)第二章、同「弁護士会照会に対する報告拒絶と損害賠償請求の訴え」北海学園大学法学研究五一巻四号(二〇一六年)第二章等。なお、照会先の報告拒絶を理由とする損害賠償請求の訴え

に関する裁判例における照会先の報告義務の有無に係る判断については、第三章第一節第二款にて言及する。

(5) この用語法は、伊藤眞「弁護士会照会の法理と運用——二重の利益衡量からの脱却を目指して——」金融法務事情二〇二八号（二〇一五年）六頁に做ったものである。

(6) 例えば、近衛大「判批」金融・商事判例一二六七号（二〇〇七年）一四頁は、この最高裁判例が、いわば金融機関が弁護士会照会に対し慎重な対応をなすことにお墨付きを与えてしまった旨を論じ、中原利明「判批」金融法務事情一八二二号（二〇〇七年）六六頁も、同判例が弁護士会照会に応じて報告しても不法行為を構成することがあるとしたことで、金融機関に大きな警戒感を与える結果となり、これが実務対応に大きく影響している旨を論じる。

また、名古屋地判平成二五年一〇月二五日（金判一四四三三四六頁、金法一九九五号二二七頁、判時二二五六号二三頁参照）は、弁護士会照会に対する報告拒絶につき、照会先の不法行為法上の過失を否定する際の考慮要素として、この最高裁判例を挙げる。

(7) この点につき、前注（4）で挙げた各論稿をご覧いただきたい。

(8) 伊藤・前掲注（5）七頁は、照会先にとって、報告をしたことを理由として秘密帰属主体から損害賠償責任を追及される可能性があることが報告拒絶の理由の一つとなるという点で、報告に係る損害賠償責任の問題が照会先の報告拒絶に係る一連の問題の根底にあるといえる旨を論じる。

第二章 従来の最高裁判例・下級審裁判例

弁護士会照会に対する報告を理由に秘密帰属主体が照会先を相手取り損害賠償を請求した事案についての公刊裁判例は、現在計八件あり、そのうち一件は前章で言及した最高裁判例であり、それ以外は下級審裁判例である。本章では、これらの判例・裁判例の事案の概要と判旨を紹介する（※判旨中の見出しは筆者が挿入したものである）。

なお、弁護士会照会に対する照会先の一般的な報告義務は裁判例で問題なく承認されている点に鑑み、本章での判例・裁判例の紹介では、この点の判示の詳細な紹介は割愛する。弁護士会照会に対する一般的な報告義務の根拠につ

き、従来の下級審裁判例ではおおむね、弁護士会照会は弁護士が基本的人権の擁護、社会正義の実現をその使命とする点（弁護士法一条一項）に鑑み、弁護士の受任事件の処理のために必要な事実の調査や証拠の発見収集を円滑に行うことを可能とするために設けられた制度であること等が挙げられている。

①京都地判昭和五〇年九月二五日（判時八一九号六九頁、判夕三三三三号一七六頁、民集三五卷三号六三七頁参照）

【事案の概要】

X（原告）は、A株式会社が経営する自動車教習所で技能指導員をしていたが、Aから解雇され、Aとの間で地位保全仮処分命令により従業員たる地位が仮に定められ、これに関連する事件が京都地方裁判所・中央労働委員会に係属していた。Aからこれらの事件につき受任していたB弁護士は、照会を必要とする事由を「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」として、Xの前科・犯罪経歴についての照会を京都弁護士会に申し出た。同弁護士会はY市（京都市。被告）伏見区役所に照会（本件照会）を行い、その回付を受けた中京区長は、Xの前科につき、道路交通法違反一犯、業務上過失傷害一犯、暴行一犯がある旨を報告した。

この結果、AはXの前科を知り、Aの幹部らは中央労働委員会・京都地方裁判所の構内等で、Xの事件等の審理終了後等に、事件関係者や傍聴のため集まっていた者らの前でXの前科を摘示した。また、AはXがこの前科を秘匿して入社したことを経歴詐称であるとして、Xに予備的解雇の通告をした。

Xは、Yの報告によりプライバシーを侵害された等と主張し、Yに損害賠償と謝罪文の交付を請求した。

【判加】

京都地裁は、次のように判示し、請求を全部棄却した。

(1) 弁護士会照会に対する報告義務

「…弁護士法二三条の二…により報告を求める弁護士や弁護士会がこれを慎重に用うべきは当然であり、必要以上に市民の名誉、信用、プライバシーを犯すために用うべき性質のものでないことはいうまでもないが、…この照会と回答のため某かの個人のプライバシー等が侵されることがあるのはやむを得ない…というべく、弁護士法は敢てこれを許していると解さざるを得ない。

そしてこの照会を受けた公務所等としては…、権威ある弁護士会からの法律に基づく照会である以上、それが不法不当な目的に供されることが判明できるとか他に根拠がある場合はともかく、然らざる限りそれに応ずるのが当然であり、不法不当な目的に供されることが判らないのに容易にこれを拒絶できるとあつては折角法律で設けられた同条の窓口を狭くし弁護士の活動を不便にすることは明らかであるから公務所等はこの照会に対し正当な事由がない限りこれに応ずる法律上の義務がある…。」

(2) 報告に係る故意・過失、違法性

「一般に、市民が前科、犯歴を他人に知られたくない権利を有」し、「Yの中京区長が必要以上にXの前科、犯歴を他人に報告することがXの信用、プライバシーを侵害するものであることを知らなかったとはいえないが、同区長は本件照会が公的機関である弁護士会からの法律にもとづく照会であり、かつ、その照会要求に『中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため』必要とあつたので…、この文面よりしてこの照会が不法不当な目的に供されるとか必要以上に市民のプライバシーを侵す目的に供されるものと解さず、真実の発見又は正確を期するために要求されるのだと考えても無理からぬところであるからその要求を拒むことに当然正当な事由があり、これを拒まなかったことに故意又は過失があつたとみることはできない。」

昭和「三六年に：自治省行政課長の回答が出て」おり（※筆者注：弁護士法二三条の二による前科照会に対し市区町村長は回答できないとする）、「市町村長や区長には弁護士会を通じてなされる：前科照会に応じていないものが多いことが認められるので本件の中京区長もこれと同じ扱いをした方が無難であった：が形式上からもこの自治省の行政課長回答が当然Yらを拘束するものとは解されず弁護士法二三条の二の解釈は既に述べたとおりであるからこれに回答したことを以てYに故意又は過失があることもできない。

又仮にXが中京区長の本件回答により不利益を被った事実があるとしても、中京区長は正当な業務行為をしたまでであって違法性を欠いている：。」

②大阪高判昭和五一年二月二日（下民集二七卷九ノ一二号八〇九頁、民集三五卷三号六四七頁参照）^⑨

【事案の概要】

裁判例①の控訴審判決である（Xが控訴）。

【判旨】

大阪高裁は、次のように判示し、原判決を変更し損害賠償請求を一部認容（慰謝料二〇万円、弁護士費用五万円）した。

（１）弁護士会照会に対する報告義務

弁護士法二三条の二の「照会に対しては、相手方は、自己の職務の執行に支障のある場合及び照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在する場合を除き、照会の趣旨に応じた報告をなすべき義務がある：。」

(2) 前科・犯罪経歴を知らせることが許される場合

「…何人も自己の名譽、信用、プライバシーに関する事項については、不当に他に知らされずに生活をする権利を有し、前科、犯罪経歴は右事項に深い関係を有するものとして、不当に他に知らされてはならない…。前科や犯罪経歴が公表され、又は、他に知らされるのは、法令に根拠のある場合とか、公共の福祉による要請が優先する場合等に限定されるべきものである。」

…前科や犯罪経歴の公表が右のように慎重に取扱われなければならないことから考えると、犯罪人名簿の使用についても、…これを保管する市町村が、本来の目的である選挙権及び被選挙権の資格の調査、判断に使用するほかは、裁判所、検察庁、警察、その他…行政庁が、法令の適用、又は、法律上の資格を調査、判断するために使用するとして照会した場合…、弁護士会が弁護士名簿に登録の請求を受けその資格の審査に関し調査、判断するために使用するとして照会した場合…等にこれに回答するため使用する場合に限られ、一般的な身元証明や照会等に応じ回答するため使用すべきものではない…。」

(3) 報告の違法性

「弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し義務を負う（弁護士法二三条本文）。しかし、その義務は、弁護士が依頼者の請求により委任事務処理の状況を報告する義務（民法六四五条）に優先するものとは解し難い。弁護士が、その職務上知り得た依頼者の対立当事者らの秘密は、依頼者の請求があれば、これを依頼者に告げざるを得ないし、依頼者に対して対立当事者らの秘密を告げた後に、依頼者がその秘密を漏洩、濫用することを有効に阻止するための制度上の保障は存在しない。…してみると、市町村は、前科等について、弁護士法二三条の二に基づく照会があつた場合には、報告を拒否すべき正当事由がある…。」

本件の場合、…報告を拒否すべき場合で…あり、…報告した中京区長の行為は違法であった…。」

(4) 報告に係る過失

「…昭和三十六年一月三十一日付自治省行政課長から…の回答」(※筆者注…裁判例①の判旨中で引用されている回答と同じものである)「は以上判示した趣旨に沿うものであり、また、…自治省から関係行政庁に対し、数回にわたり、以上判示した趣旨と同様の通知をなし、関係各行政庁においてもその趣旨に沿って取扱いをしていたこと、Yにおける実務もそのように取扱われていたことが認められる。

そうすると、Yの行政機関である中京区長は、本件照会について…、報告を拒否すべき義務があるのにこれを怠った過失があった…。」

③最(二小)判昭和五六年四月一四日(民集三五卷三号六二〇頁)⁽¹⁰⁾

【事案の概要】

裁判例①②の上告審判決である(Yが上告)。

【判旨】

最高裁第三小法廷は、次のように判示し、上告を棄却した(補足意見・反対意見につき、紹介は割愛する)。

(1) 報告の違法性

「前科及び犯罪経歴(以下『前科等』という。)は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない…。前科等の有無が

訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るの でなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法二三条の二に基づく照会に応じて報告することも許されないわけではないが、その取扱 いには格別の慎重さが要求される…。本件において、…Xの前科等の照会文書には、照会を必要とする事由としては、右照会文書に添付されていたBの照会申出書に『中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため』とあったにすぎ ないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、 前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる…。」

④広島高岡山支判平成一二年五月二五日（判時一七二六号一一六頁）⁽¹⁾

【事案の概要】

A株式会社ほか一名は別件訴訟でBに請負代金等を請求していたが、さらに、Bがその支配下にある破産会社C株 式会社を計画的に倒産させるつもりであったのに請負代金としてC振出しの約束手形をAに受領させたことを不法行 為として構成し、損害賠償請求をすることも検討していた。

Aらの別件訴訟での代理人であったD弁護士は、BがCを支配していたことを裏付ける事実として、BのE事務所 長であったX（原告・被控訴人）が自宅新築資金をCから受領したとの事実を主張する予定であった。Dは、Cの資 料等から、Y銀行（被告・控訴人）F支店にX名義の預金口座があることを把握しており、同口座の入出金の状況を 確認できれば、XがCから自宅新築資金を受領した事実が裏付けられると判断した。

Dは、Y・F支店に照会しX名義の口座の預金元帳の写しの送付を求めることを岡山弁護士会に申し出、同弁護士

会はYへの照会（本件照会）を行い、F支店長代理GはX名義の取引明細表と取引時の伝票の写しを送付した。

Xは、取引明細表と伝票の写しの送付によりプライバシーを侵害されたとして、Yに損害賠償を請求した。第一審判決（岡山地判平成二年四月八日〔判例集未登載〕）は、前記の送付行為の違法性とGの過失を認め、請求を一部認容した。これに対し、Yが控訴した。

【判旨】

広島高裁岡山支部は、次のように判示し、第一審判決を取り消し請求を棄却した。

（1）預金取引に関する情報に係る銀行の守秘義務

「預金取引の内容は人の信用に関わる事項であるから、預金者は、預金取引に関する情報について、いわゆるプライバシーとして、これをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであり、特に…銀行の従業員は、…右預金取引に関する情報について、法律上の守秘義務を負う。」

「しかし、預金取引についての情報も完全に秘匿されるべきものではなく、これに優越する利益が認められる場合には、必要な範囲内で公開されることは許され、銀行の従業員の守秘義務も免除される…。」

（2）弁護士会照会に対する報告義務

弁護士法二三条の二の照会の「相手方には報告義務がある…」。そして、右照会制度の…公共的性格に照らすと、照会の相手方が銀行であり、照会事項が預金取引に関するものであっても、…必要性和合理性が認められる限り、…銀行はその報告をすべきであり、また、当該報告したことについて不法行為の責めを負うことを免れる…。」

（3）報告の違法性

「…Dは、別件訴訟において、BがCを支配していたことを裏付ける事実として、…Xが自宅新築資金…をCから受

領したとの事実を主張する予定であり、右事実の有無が争点になることは予想されたところであるから、右事実を裏付ける資料として、右金員の入金先のX名義の口座の出入金の経緯を示す資料の収集を考えるのは当然であること、そのためにはYに照会して回答を得る以外には適切な方法がないこと、Xは、別件訴訟の当事者ではないものの、当事者であるBのもとE事務所長であり、同訴訟で証人として右の事実についても供述していることに照らすと、本件照会には、必要性、合理性が認められる…。

そして、照会文書」の「『申出の理由』」の欄には『貴行F支店に…開設された…X名義の預金口座の資金の動きと、訴外Cの資金の動きの相関関係から、BがCを支配していた事実を立証する…』と具体的な記載があり、特にY・F支店に…X名義の預金口座が開設されたことはYの側の資料とも一致していた…。そうすると、Gが…右照会に必要性、合理性があると判断したのは相当であって、これに基づきX名義の預金について報告したことには違法性が認められない…。』

⑤東京地判平成二二年八月一〇日（季報情報公開・個人情報保護四〇号六九頁）

【事案の概要】

不動産取引を業とするY株式会社（被告）は、宅地建物取引業法二条二号の「宅地建物取引業者」、個人情報保護法二条三項の「個人情報取扱業者」に該当する。X（原告）はYとの間で、X所有の本件建物を第三者に賃貸し、管理する業務を委託する賃貸住宅業務委託基本契約（本件基本契約）を締結した。

Xは、Yの仲介により、本件建物をAに賃貸するとの契約（本件賃貸借契約）を締結し、これに伴い、Yとの間で賃貸住宅業務委託個別契約（第一次委託個別契約）を締結した。本件契約は更新され（賃貸借更新契約）、これに伴い、

XとYは賃貸住宅業務委託個別契約を改めて締結した（第二次委託個別契約）。

XはBと婚姻していたが、別居、離婚調停を経て、XとBを当事者とする婚姻費用分担の調停事件（本件調停事件）が係属していた。本件調停事件でBの代理人であったC弁護士は、弁護士法二三条の二に基づくYへの照会を札幌弁護士会に申し出たが、照会事項は、要旨、本件建物に係る現在・過去におけるX・Y間の管理委託契約の存否、契約の締結年月日、締結されていた期間、本件建物に係る現在・過去におけるXを賃貸人とする、またはYを賃貸人代理人とする賃貸借契約の存否、契約の締結年月日、賃借人の氏名、賃料、賃貸期間、および、管理委託契約書・賃貸借契約書の写しの交付の要求であった。

札幌弁護士会はYへの照会（本件照会）を行い、Yは、本件賃貸借契約、賃貸借更新契約、本件基本契約、第一次委託個別契約、第二次委託個別契約の各契約書の写し（本件各契約書）を送付する方法により報告した（本件報告）。Xは、本件報告が個人情報保護法二三条、および、宅地建物取引業法上の守秘義務に違反する違法なものであるとして、債務不履行または不法行為に基づき、Yに損害賠償を求めた。

【判旨】

東京地裁は、次のように判示し、請求を棄却した。

（1）本件報告の内容が宅地建物取引業法上の「秘密」、個人情報保護法上の個人情報に該当するか

「本件各契約書の記載内容は、Yが宅地建物取引業者としてXと取引したことによって取得したXの銀行口座等の情報を含み、これは宅地建物取引業法四五条の『秘密』に該当する。から、Yがこれを第三者に伝える場合には、正当な理由が必要である。また、本件各契約書の記載内容はXを識別することができる情報を含むので、個人情報取扱業者であるYが『法令に基づく場合』など個人情報保護法二三条一項の定める一定の場合以外には本人の同意なしに

第三者に提供することが許されない個人情報に該当する…。」

(2) 弁護士会照会に対する報告義務

「…二三条照会を受けた公務所又は公私の団体は、当該照会により報告を求められた事項について、当該照会をした弁護士会に対して報告すべき法的義務を負う…。

もつとも、…二三条照会に対する報告が上記『正当な理由』あるいは『法令に基づく場合』に該当し、違法性を欠くと認められるためには、当該照会について、二三条照会の制度趣旨及び目的に即した必要性和合理性が認められることを要する…。」

(3) 報告の違法性

「…XとBとの間の本件調停事件は、夫婦間の婚姻費用の分担を定めることを目的とするものであり、X及びBの双方がそれぞれ得ている収入や収入を得るために支出する費用等を把握することが、調停の前提となるから、本件建物からXが賃料収入を得ているか否かは、本件調停事件の重要な争点の一つであった…。…そして、Xが、…本件建物からの賃料収入はないとの説明をしていた状況において、…Cが、本件建物からのXの賃料収入の有無を明確にするために資料の収集を行うのは代理人として必要な行為であり、そのためには、…Yに対し、二三条照会の制度を利用して報告を受ける以外には適切な方法はない…。

そして、相当の期間継続して夫婦間の婚姻費用の分担を定める資料とするには、Xの得ている賃料収入の状況やそれに伴う支出の状況を賃貸期間等を含め、ある程度詳細に把握することも合理性を否定できず、Cが、本件照会の照会事項として、XとYの業務委託契約及びXが賃貸人となっている賃貸借契約について、契約日や賃料等の報告を求めると共に、契約書の写しの送付を求めたことには、合理性がある…。

…本件照会には、…必要性和合理性が認められるから、…Yが行った本件報告は違法性を欠く…。」

⑥京都地判平成二五年一〇月二十九日（金法二〇二四号一〇七頁参照）

【事案の概要】

X（原告）は、従前個人で建築工事の請負を業としており、平成一九年九月から二三年二月まで、A（Xの実母）が代表取締役を務めていたB株式会社（以下「B社」）に在籍していた。Bの実質的なオーナーはC（Aの実兄）であった。

Y（被告）は平成二一年に訴外税理士法人を設立し、その代表社員に就任した。Y（訴外税理士法人）はXやAの依頼により、平成一五年分から二一年分までXの確定申告手続を行っていた。

Bは平成二三年頃、D（弁護士）を訴訟代理人として、Aが代表取締役在任中に、Bをして、平成二二年四月以降稼働実態のないXに給与・賞与を支給させる等してBに損害を生じさせたと主張し、Aに損害賠償を求める訴訟（別件訴訟）を提起した。別件訴訟については、第一審で請求を全部棄却する判決がされ、同判決は、平成二二年四月以降につきXにBでの稼働実態がないとは認められない旨を判示している。これに対し、Bは控訴を提起した。

Dは、別件訴訟の控訴審係属中に、弁護士法二三条の二に基づく訴外税理士法人への照会を京都弁護士会に申し出、同弁護士会は訴外税理士法人に照会を行った（本件照会）。本件照会の照会事項は、Yの確定申告への訴外税理士法人の関与等の有無・期間、Xの確定申告書・総勘定元帳の写しの回答書への添付の要求（大量にある場合には直近一〇年分のみ）であり、申出の理由は、要旨、Xの確定申告書等の記載内容を明らかにすることにより、平成二二年三月以降Xが就労困難な状態にあり、Bにおける就労実態がなかったことを立証するためというものであった。訴外税理士法人は、Xの同意を得ることなく、平成一五年から二一年までXの確定申告を行っていた旨を回答し、前記の期間

の確定申告書・総勘定元帳の各写し（平成二一年分の総勘定元帳の写しを除く）（本件確定申告書等）を電子データで提供した（本件回答。特に確定申告書等の写しの提供を「本件開示行為」とする）。本件開示行為として訴外税理士法人から提示されたXの平成二一年分確定申告書（控え）に添付された青色申告決算書には、「本年中における特殊事情」の欄に、同年につき体調不良（腰痛）のため就労できなかった旨の記載（本件特殊事情記載）があった。

Dは別件訴訟の控訴審で、本件回答で得たXの平成二〇年・二一年分の各確定申告書（控え）を書証として提出した。別件訴訟の控訴審判決は、原判決を変更し請求を一部認容したが、同判決は本件特殊事情記載をBに有利な証拠として評価している。

Xは、Yにおいて、自らが代表役員を務める訴外税理士法人に対する照会に応じ、同税理士法人をして、Xの承諾を得ないままXの確定申告書控え等を開示したことがプライバシー権を侵害する不法行為に当たるとして、Yに損害賠償を請求した。

【判旨】

京都地裁は、次のように判示し、請求を棄却した。

（1）弁護士会照会に対する報告義務

「…二三条照会を受けた者は、照会の申出が権利の濫用にあたるなどの特段の事情のない限り、報告を求められた事項について、照会をした弁護士会に対して報告をする法律上の義務を負い、当該報告をしたことについて不法行為責任を免れる…」

二三条「照会を受けた者は、照会事項が個人情報に該当するようなものであっても、その情報に係る本人の同意の有無にかかわらず、当該照会に対する報告義務を負う…」

なぜなら、…照会を受けた弁護士会が、その制度趣旨を踏まえて、当該申出を適切であると判断して照会を求めたにもかかわらず、照会を受けた者が、個人情報であるとの理由で報告を拒否することができるとすれば、弁護士法二三条の二の趣旨が没却され、弁護士は受任した事件について必要な事実関係の解明をすることが困難となり、ひいては我が国の司法制度の円滑な運営にも支障を来すことになりかねないからである。なお、個人情報保護法二三条一項一号は、『法令に基づく場合』には、個人情報取扱事業者が、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供することを許容しており、二三条照会に対する回答は、まさにこの『法令に基づく場合』に当たると解されるところ…、同規定の存在も、…報告義務を裏付けるものと考えられる。」

(2) 本件回答・本件開示行為の不法行為該当性

「…本件照会については、『申出の理由』の内容や本件に現れた一切の事情に照らしても、申立権の濫用にあたるなどの特段の事情は認められないから、…訴外税理士法人は、当該照会に応じる法律上の義務を負う。」

したがって、…本件回答ないし…本件開示行為については、Xの同意を得ないでされたものであっても、プライバシー権侵害の不法行為を構成しない…。」

(3) 税理士法三八条との関係

「税理士法三八条は、『税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし』てはならない旨を規定し、税理士法基本通達三八―一は、『法三八条に規定する「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいうものとする』としている…。」

そして、…二三条照会の趣旨及び回答の性質に照らせば、二三条照会に対する回答は、『法令に基づく義務がある』場合に該当し、税理士法三八条の『正当な理由』がある…。

したがって、…本件回答には『正当な理由』がある…。」

(4) 個人情報保護法との関係

「個人情報保護法一六条及び二三条は、原則として予め本人の同意を得ずに、個人情報目的外使用や第三者へ提供することを禁じているが、『法令に基づく場合』には、例外として本人の同意を得ない個人情報目的外利用や第三者への提供を許容している（同法一六条三項一号、二三条一項一号）。

そして、…二三条照会の趣旨及び回答の性質に照らせば、二三条照会に対する回答は、…『法令に基づく場合』に該当する…。

したがって、…本件開示行為が個人情報保護法に違反する旨のXの主張は理由がない。」

⑦大阪高判平成二六年八月二八日（判時二二四三号三五頁、判タ一四〇九号二四一頁、金法二〇二四号九四頁）⁽¹²⁾

【事案の概要】

裁判例⑥の控訴審判決である（Xが控訴）。

【判旨】

大阪高裁は、次のように判示し、原判決を変更し請求を一部認容（慰謝料三〇万円、弁護士費用五万円）した。

(1) 弁護士会照会に対する報告義務

「…二三条照会を受けた公務所又は公私の団体は、…報告を求められた事項について、照会をした弁護士会に対して、法律上、原則として報告する公的な義務を負う…。」

「二三条照会は、…公共的性格を有する…が、法文上、照会事項は『必要な事項』と規定されるのみで特段の定義や

限定がなく、照会先も『公務所又は公私の団体』と広範囲であるため、事案によっては、照会を受けた者が照会事項について報告することが、個人のプライバシーや職業上の秘密保持義務等の保護されるべき他の権利利益を侵害するおそれのある場合も少なくない。したがって、二三条照会を受けた者は、正当な理由がある場合には、報告を拒絶できる。そして、正当な理由がある場合とは、照会に対する報告を拒絶することによって保護すべき権利利益が存在し、報告が得られないことによる不利益と照会に応じて報告することによる不利益とを比較衡量して、後者の不利益が勝ると認められる場合をいう。この比較衡量は、二三条照会の制度の趣旨に照らし、保護すべき権利利益の内容や照会の必要性、照会事項の適否を含め、個々の事案に応じて具体的に行わなければならない。」

(2) 税理士法三八条の守秘義務とその例外

「税理士の守秘義務の例外としての『正当な理由』（税理士法三八条）とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいう」ところ、一般には二三条照会に対する報告義務も『法令に基づく義務』に当たるといえる。

もっとも、二三条照会に対する報告義務は絶対的なものではなく、被照会者は正当な理由があるときは報告を拒絶することができる。そして、税理士の保持する納税義務者の情報にプライバシーに関する事項が含まれている場合、当該事項をみだりに第三者に開示されないという納税義務者の利益も保護すべき重要な利益に当たるといえる。したがって、税理士は、二三条照会によって納税義務者のプライバシーに関する事項について報告を求められた場合、正当な理由があるときは、報告を拒絶すべきであり、それにもかかわらず報告したときは、税理士法三八条の守秘義務に違反する。そして、税理士が故意又は過失により、守秘義務に違反して納税義務者に関する情報を第三者（照会した弁護士会及び照会申出をした弁護士）に開示した場合には、当該納税義務者に対して不法行為責任を負う。」

(3) 本件開示行為の違法性

「本件照会申出の理由は、Bが、別件訴訟において、Xが平成二二年三月以降、体調を崩して就労困難な実態にあり、Bにおける就労実態がなかったことを立証するためのものということである。一方、：照会事項の中心は、：確定申告書及び総勘定元帳の写しの送付を求めることにある…。しかし、Xの健康状態を立証するためであれば、医療機関等への照会によるのが直裁^マであり、収入の変動を通じて健康状態の悪化を立証するということが自体が迂遠というべきである。この点を措くとしても、平成二二年三月以降のXの体調不良を立証しようとするのであれば、Xの平成二二年の確定申告書等とそれ以前の確定申告書等を比較するのでなければ意味がないはずである。ところが、YがXの確定申告を行っていたのは平成一五年から平成二二年までであり、平成二二年の確定申告は担当していない。そうであるとすれば、Yの所持する確定申告書等だけではXが平成二二年に体調不良により収入が減少したかどうかを認定することはおよそ期待できない。：から、：最長一〇年間にわたる確定申告書等の送付を求める照会事項：は、二三条照会としての必要性、相当性を欠く不適切なものといわざるを得ない。」

「他方、本件開示行為によって開示されたのは、Xの平成一五年から二二年までの七年間にわたる確定申告書及び総勘定元帳の写しである。確定申告書及び総勘定元帳の内容は、X本人の収入額の詳細：等、プライバシーに関する事項を多く含むものであり、これらの事項がみだりに開示されないことに対するXの期待は保護すべき法益であり、これらの事項が開示されることによるXの不利益は看過しがたい…。」

「…本件確定申告書等については、これが開示されることによるXの不利益が本件照会に応じないことによる不利益を上回ることが明らかである。したがって、Yが本件照会に応じて本件確定申告書等を送付したこと（本件開示行為）は、守秘義務に違反する違法な行為：である。」

(4) 本件開示行為に係る過失

「Yは、税理士として、守秘義務の趣旨及びその重要性について当然認識している…。また、Yは、税務関係に限られるとはいえ、法律実務に従事する者であるから、本件照会申出の理由に照らして本件照会事項が適当でないことを十分認識し得た…。」

「Yは、長年にわたり」顧問税理士として「Bの会計及び申告業務に関与していた…などBとは深い関係があり、本件照会時点では、Cの関係する会社の顧問税理士として報酬を得ていた。また、別件訴訟では、B申請の証人として証言したほか」、Cが配置した「調査スタッフの調査に協力するなど、B側の立場で関与していた。一方、Yは、Xとの間でも平成二一年分の確定申告までは業務委嘱契約関係を有していた。すなわち、Yは、BとXの双方と確定申告業務等の委嘱契約関係を有していたところ、本件照会は、Bの代理人弁護士からの照会申出に基づくものであり、本件開示行為は、Xのプライバシーに属する事項を含む情報をBに提供する結果となるものである。」

さらに、Yは、平成二二年分以降は、Xから確定申告の依頼を受けておらず、本件照会の時点…では依頼を受けなくなつてから二年以上経過しているものであり、Xとの業務委嘱契約は黙示に解除されていたと解されるから、本来は、本件確定申告書等をXに返還すべきであり（近畿税理士会綱紀規則一条三項）、返還していれば、本件照会時点で本件確定申告書等の情報は保持しておらず、…本件照会に対して報告できないはずのものであったともいえる。

以上のようなYとB及びXとの関係からすれば、Yとしては、本件照会に対して、守秘義務の観点から、一般の二三条照会に比してより慎重に検討すべきであったのであり、Xの意向も確認する等した上で本件照会に応じて報告することの適否を判断すべきであった…。」

「…Yは、本件照会に対して本件確定申告書等の開示を拒絶すべきであること（本件開示行為が違法であること）を

認識し得たものであり、そうでないとしても、Xの意向を確認する等した上で本件照会への対応を判断すべきであったと認められる。したがって、Yは、少なくとも、Xの意向を確認する等することなく安易に本件照会に応じて本件開示行為を行ったことにつき、過失がある…。」

⑧鳥取地判平成二八年三月一日（金法二〇四〇号九四頁）

【事案の概要】

X（原告）を債務者とする金銭債権に係る債務名義（確定判決）を有していたA・Bは、Z₁弁護士（被告補助参加人）・Z₂弁護士（被告補助参加人）を訴訟代理人として、前記債務名義に基づく債務の履行を求め、Xら複数名を被告とする訴訟を提起した（別訴）。Z₂は、Z₃弁護士（被告補助参加人）を別訴につき復代理人と定めた。

Z₃は鳥取県弁護士会に、Y銀行（被告）のX名義の預金口座の全てについての口座番号、照会に対する報告日現在の残高および報告日から遡って三年間の取引履歴（本件照会事項）につき、Yに報告を求めるよう弁護士法二三条の二所定の照会を申し出た（本件照会申出）。照会の理由は、要旨、A・BがXに対する債務名義に基づき再三にわたり強制執行を試みたものの不奏功に終わったところ、XがYに預金口座を有することが判明したので、本件照会事項を把握して、執行の端緒とするというものであった（本件申出理由）。

鳥取県弁護士会はYに照会を行い（本件照会）、Yは本件照会事項の報告を書面で行った（以下、「本件報告」といい、同書面を「本件報告書」という）。Z₁・Z₂は、別訴で本件報告書を書証として提出した。

Xは、Yが適切に審査を行わず、また、Xの同意なく本件報告を行ったことがプライバシー権を違法に侵害する不法行為である旨を主張し、Yに損害賠償を請求した。

【判旨】

鳥取地裁は、次のように判示し、請求を棄却した。

(1) 弁護士会照会に対する報告義務

「弁護士会照会制度の趣旨及びその基本的な制度設計によれば、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の職責を全うさせるべく、弁護士に申出権限を認めるが、その申出理由の適否（必要性・相当性）の審査権限はこれを弁護士会に付与し、弁護士会は、審査に当たっては、弁護士懲戒制度による制度的担保のもと、弁護士が申出理由として示した内容を基本的には信頼することができ、これを前提に申出の必要性・相当性の判断を行い、これが肯定されれば…照会を行う…。このような制度設計に照らせば、弁護士会から照会を受けた照会先は、法律上の審査権限を有する弁護士会とした、照会申出に必要性・相当性ありとする判断をひとまず信頼することが許され…、その照会が明白に不必要又は不合理であると認めるに足りる特段の事情が認められない限りは、これに対して報告する公法上の義務を負い、その義務の履行としてした報告は違法なものとはいえず、不法行為が成立することはない…。」

(2) 本件報告の違法性

（筆者注…本件では、鳥取県弁護士会が強制執行の不奏功の事実等が真実であるか否かにつき審査を尽くさずに本件照会を行ったとの主張に基づく、Xの同弁護士会に対する損害賠償請求が併合されており、この請求を棄却する理由として、強制執行の不奏功という事態は一般の民事事件を受任した弁護士が日常的に遭遇し得るものというべきであるため、本件申出理由の内容がそれ自体として外形上・文面上不合理であることが明白であるということとはできない旨、および、執行の端緒とするためには口座番号はもちろんのこと、的確に預金を差し押さえるためには、ある程度まとまった期間の取引履歴の開示を受け、定期的な入金の有無やその時期等を把握する必要があるため、本件照会事

項のいずれについても報告を求める必要性は認められるし、開示を受ける履歴の期間を三年分としたことも過剰とまではいえず、合理的なものである旨が述べられているところ、以下の判示はこれを踏まえる。「…本件照会に当たつて…弁護士会からYに示された…本件申出理由の記載内容は、明白に不必要又は不合理であるなどとは到底考えられないものであるから、Yとしては、…弁護士会が必要性・合理性ありと認めてした本件照会に応じることが義務づけられ…、Yは同義務の履行として本件報告をしたに過ぎないのであるから、違法であるということとはできない。」

(9) この判決の評釈として、福原忠男「判批」判例評論二二二号（一九七七年）三二頁（判例時報八五三号一四五頁）、山下善三「判批」法律のひろば三〇巻九号（一九七七年）五五頁。

(10) この判決の最高裁判所判例解説として、平田浩「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和五十六年度（一九八六年）二五二頁、この判決を主に論じる論稿（弁護士会照会の問題に言及するもの）として、飯畑正男「弁護士法に基づく照会制度と公務所等の回答義務——最判昭五六・四・一四をめぐって——」NBL二三四号（一九八一年）六頁、堀部政男（司会）ほか「鼎談」名譽・プライバシーの新ライバシー侵害と救済方法——最（三小）判昭五六・四・一四の検討を中心にして——論集（神戸大学教養部紀要）二九号（一九八二年）五五頁、評釈（弁護士会照会の問題に言及するもの）として、河田勝夫「判批」法律のひろば三四巻七号（一九八一年）三〇頁、はやし・しうぞう「判批」時の法令一一一三三三（一九八一年）四七頁、佐藤和寿「判批」地方自治四〇四号（一九八一年）六一頁、小西秀宣「判批」研修三九八号（一九八一年）六八七頁、警備判例研究会「判批」警察時報三六巻一二号（一九八一年）一二九頁、竹中勲「判批」法学セミナー三二四号（一九八二年）一二七頁、同「判批」憲法判例百選（第六版）（二〇一三年）四二頁、平松毅「判批」昭和五十六年度重要判例解説（ジュリスト七六八号）（一九八二年）一七頁、呉松枝「判批」法学研究（慶應義塾大学）五五巻六号（一九八二年）一一〇頁、田之上虎雄「判批」昭和五十六年度民事主要判例解説（判例タイムズ四七二号）（一九八二年）二二二頁、吉川日出男「判批」札幌商科大学論集商経編三三三（一九八二年）二六三頁、更田義彦「判批」ジュリスト七七九号（一九八二年）一一六頁、行政判例研究会編『昭和五十六年行政関係判例解説』（きょうせい、一九八三年）五一七頁〔川上磨姫、西村宏一ほか

編『国家補償法大系三』（日本評論社、一九八八年）二三九頁「芝田俊文」、井上正三「井上治典」「判批」民事訴訟法判例百選Ⅱ（新法対応補正版）（一九九八年）三〇六頁、石村修「判批」憲法判例百選Ⅰ（第四版）（二〇〇〇年）四四頁、稲葉一将「判批」行政判例百選Ⅰ（第六版）（二〇一二年）九八頁、椎橋邦雄「判批」民事訴訟法判例百選（第五版）（二〇一五年）一五六頁。

(11) この判決の評釈として、塩崎勤「判批」民事法情報一七三号（二〇〇一年）一〇六頁。

(12) この判決を主に論じる論稿として、木村健太郎「弁護士会照会を受けた照会先の不法行為責任を認めた事例の検討——名古屋高判平二七・二・二六と大阪高判平二六・八・二八——」金融法務事情二〇二三号（二〇一五年）六頁、岩崎政明「弁護士会照会に対する回答報告と守秘義務違反」横浜法学二四卷一号（二〇一五年）三頁、評釈として、浅井弘章「判批」銀行法務21七八五号（二〇一五年）六四頁、丸山昌一「判批」NBL一〇五〇号（二〇一五年）七四頁、林仲宣「判批」法律のひろば六八卷八号（二〇一五年）七二頁、林仲宣「判批」高木良昌「判批」税務弘報六三卷八号（二〇一五年）八四頁、濱田広道「判批」金融法務事情二〇二五号（二〇一五年）七五頁、藤中敏弘「判批」東海法学五〇号（二〇一五年）二七頁、佐藤孝一「判批」税務事例四八卷四号（二〇一六年）一〇頁、増田英敏「高砂昭宏「判批」TKC税研情報二五卷二号（二〇一六年）一五頁。

第三章 照会先による報告に係る不法行為の成否

本章では、照会先の報告が秘密帰属主体との関係で不法行為の各要件を充足するか否かについての判例・裁判例の判示を検討し、どのような場合に秘密帰属主体に対する照会先の損害賠償責任が肯定され、どのような場合に否定されるかを明らかにすることを試みる。

なお、秘密帰属主体の損害賠償請求を認容した判例・裁判例（裁判例②③⑦）でも、認容されているのは慰謝料・弁護士費用であり、秘密帰属主体への損害の発生、および、秘密帰属主体の損害と照会先による報告との因果関係については、具体的な事情を詳細に認定した上で判断がなされているわけではない。それ故、本章での分析では、不法

行為の各要件のうち、前記の二要件は対象から除外することをお断りしたい。⁽¹³⁾

第一節 報告の違法性

照会先の弁護士会照会に対する報告の違法性が認められるのは、照会事項につき報告を拒絶する正当な理由があるにもかかわらず報告をした場合である。従来の判例・裁判例ではおおむね、報告を拒絶する正当な理由が認められるか否かは、照会の必要性、報告が得られないことによる照会申出弁護士やその依頼者等の不利益、報告を行うことによる秘密帰属主体ないし照会先の不利益等を比較衡量することにより決せられるとされるが、この比較衡量の結果、報告を拒絶する正当な理由がないとされる場合には、照会先は報告義務を負うが故にその報告は違法性を欠くことになり、他方、報告を拒絶する正当な理由があるにもかかわらず照会先が報告をした場合、秘密帰属主体の法的利益を侵害する、ないし、守秘義務等に違反するとして違法性が認められることになる。⁽¹⁵⁾

第一款 報告の違法性の判断基準

照会先の報告の違法性を肯定した判例・裁判例として、裁判例②③⑦がある。これらの判例・裁判例での報告の違法性に係る判示を見ると、まず、裁判例②は、具体的な事案との関係で報告を拒絶すべき正当な理由の有無の判断につき、報告に係る公共的利益と他の法益との比較衡量を前提とし、かつ、前科等を他に知らせること、ないし、犯罪人名簿の使用についても、それらが許される場合を明示する。そして、報告の違法性につき、弁護士の守秘義務（弁護士法、二三条）が依頼者に対する委任事務の処理状況の報告義務（民法六四五条）に優先するとは解し難いこと、照会により得られた対立当事者らの秘密を依頼者に告げた後に依頼者がこれを漏洩・濫用することを阻止するための制

度上の保障が存在しないことという、弁護士業務一般に当てはまる理由から、中京区長による報告の違法性を肯定する。しかし、この裁判例②の判示では、報告拒絶のための正当な理由の有無の判断に関する判示と報告の違法性に関する判示とがつながっていないくらいがあり、むしろ、前科等のみならず、おおよそ照会先が守秘義務を負う事項に係る照会については、申出弁護士や依頼者と秘密帰属主体ないし照会先のそれぞれの利益の比較衡量以前に、報告された情報を依頼者が漏洩・濫用する恐れがあり、これを阻止する制度的保障が存在しないとの理由で一律に報告が違法性を有することになる。この点につき、特に弁護士による論稿・評釈等で、報告により得られた情報を依頼者が漏洩・濫用することを弁護士が阻止する手段はある等の理由から批判がなされており、¹⁶ 上告審判決たる裁判例③でも、この点は報告の違法性を肯定する理由としては挙げられておらず、以後の裁判例でもこの点は具体的な事件との関係での報告義務に係る判示の理由付けとしては用いられていない。¹⁷ そのため、報告の違法性に係る裁判例②の判示は、今日では先例としての意義は薄いと考えられる。

他方、裁判例③は、前科等についてもその有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長から回答を得なければ他に立証方法がないような場合には、前科等に係る弁護士会照会に応じて報告することも許されないわけではないとする。その上で、裁判例③は、照会理由が「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあったにすぎないにもかかわらず、中京区長が漫然と照会に応じ、犯罪の種類・軽重を問わず前科等の全てを報告したことが公権力の違法な行使に当たるとする。すなわち、この事案では、そもそも照会文書に記載された照会理由が漠然としたものであったことにつき、申出弁護士または照会を行った弁護士会の側にも問題があるのではないかと考えられるもの、¹⁸ 中京区長がXの全ての前科等につき報告をした点が、裁判例③でYの報告に係る違法性が肯定される決め手となったと考えられる。この点につき、裁判例③の最高裁調査官解説は、裁判例①②③の事案につき、原審の認定には

ないものの、記録によれば、京都府地方労働委員会がYの解雇を不当労働行為と認めてAに対し発した救済命令には、解雇理由のうち暴行罪による罰金刑と窃盗罪による起訴猶予処分を秘匿したことによる経歴詐称の点については証明なしとの判断が記載されており、BがYの前科照会を申し出たことには無理からぬところがあり、それ故、争点とされてきた特定の前科等の有無に限って照会・報告がなされていたならば問題は生じなかったのではないかと思われる旨を論じる⁽¹⁹⁾。したがって、報告の違法性に関する裁判例③の判示については、一般論としては特定個人の前科等に係る弁護士会照会に対しても市区町村長が報告義務を負う場合があることを前提として、あくまでも、⁽²⁰⁾照会理由が漠然としたものであったという要因はあるものの、照会先たる市区町村長が申出弁護士⁽²¹⁾の受任事件の争点となっていた事項の立証に必要な範囲を超えて特定個人の⁽²¹⁾前科等の全てを報告したことが違法な公権力の行使に当たる、すなわち、違法性を有するという点につき先例的意義があると解するのが相当と考えられる。

また、裁判例⑦は、報告拒絶が認められる正当な理由の有無の判断につき、比較衡量のための要素を詳細に示し、具体的な事実との関係では、最長一〇年間にわたるXの確定申告書等の写しの送付を求めるという照会事項が、平成二二年三月以降Xが体調を崩し就労困難な実態にありBでの就労実態がなかったか否かという別件訴訟での争点についての立証のためには必要性・相当性を欠くのに対し、確定申告書等の写しが開示されることでXのプライバシーに関する事項が開示されることによる不利益が看過し難いものであることを理由に、Yの報告は税理士法三八条の守秘義務に違反する違法な行為であるとする。すなわち、裁判例⑦でも、報告につき違法性が肯定される決め手となったのは、照会事項が申出弁護士の受任事件の争点となっていた事項の立証との関係で照会としての必要性・相当性を欠くという点であるといえる⁽²²⁾。

これに対し、裁判例①④⑤⑥⑧は、照会先の報告の違法性を否定する。これらの裁判例での報告の違法性等に係る

判示を見ると、まず、裁判例①（裁判例②③の第一審判決）、裁判例⑥（裁判例⑦の第一審判決）は、いずれもその判断が上訴審で覆されているが、報告を拒絶できる場合を例外的な場合に限定し、緩やかな形で報告の違法性を否定する。しかし、裁判例④⑤⑧は、いずれも照会の必要性和合理性が認められるとして、報告の違法性を否定する。

まず、裁判例④は、Xが自宅新築資金をCから受領していたか否かが別件訴訟の争点となることが予想されるところ、この点の立証のためにDがX名義の口座の入出金の経緯を示す資料の収集を考えるのは当然であり、かつ、この資料の収集のための適切な方法はYに対する照会以外にないこと、Xが別件訴訟で前記の事実につき証言している（Cからの自宅新築資金の受領を否定している）ことから、照会の必要性・合理性を認める。

次に、裁判例⑤は、本件調停事件で夫婦間の婚姻費用分担を定めるに際し、Xが本件建物から賃料収入を得ているか否かが重要な争点となっていたこと、Xは本件建物からの賃料収入がない旨を一貫して説明していたこと、本件建物からのXの賃料収入の有無を明確にするためにCが資料収集を行うのは必要な行為であり、かつ、そのための適切な方法はYに対する照会以外にないこと、相当の継続的期間における婚姻費用の分担を定める資料として、Xの賃料収入の状況等がある程度詳細に把握することについては合理性を否定できないが故に、本件各契約書の送付を求めたことには合理性があることから、照会の必要性・合理性を認める。

また、裁判例⑧は、本件申出理由の記載内容が明白に不必要または不合理であるとは到底考えられないものであったために、Yは本件照会に対する報告義務を負うとして、報告の違法性を否定するが、問題の本件申出理由は、A・BがXに対する確定判決に基づき試みた強制執行が不奏功に終わったところ、YにX名義の預金口座があることが判明したため、口座番号・取引履歴等を把握し執行の端緒とするというものであった。

そして、裁判例④⑤⑧での報告の違法性に係る判断をまとめると、まず、裁判例④⑤では、照会事項が別件の訴訟

手続ないし調停手続の争点についての立証のために必要な範囲内の情報に関するものである点が、報告の違法性を否定する決め手となっているといえる。なお、裁判例④⑤では、いずれの事案でも秘密帰属主体が別件の訴訟手続ないし調停手続で事実と異なる証言や説明をしていることから、これらを弾劾するために照会申出が必要であったという点も指摘できるが、報告の違法性を否定する際にこの点を必須の要素とすることは、違法性を否定するハードルを上げることにつながりかねないため、妥当ではないと筆者は考える。

また、裁判例⑧では、照会事項が債務名義に基づく強制執行の対象財産を探索するために必要な範囲内の情報に関するものである点が、報告の違法性を否定する決め手となっているといえる。²³ この点については、そもそも債務名義に基づく金銭執行を受ける段階では債務者の財産は預金債権も含め包括的に責任財産を構成し、民事執行法上の財産開示制度が利用可能な場合には債務者は自らの預金債権に係る情報についても当然に開示義務を負い、それ故、この場合には債務者の財産的プライバシーが一定程度後退していると評価できる点からも正当化が可能といえる。²⁴ なお、裁判例⑧の事案では、強制執行の端緒を得るためとの照会理由に基づき報告された本件報告書が別訴の書証として提出されている点が問題となることが考えられ、実際、Xはこの点につき目的外使用である旨を主張していた。しかし、裁判例⑧の事案では、Zらにより、別訴は、A・BがXに対する確定判決に基づき強制執行を試みるも、Xの財産がXまたはその元妻が代表者である各法人の名義となっている可能性が高いことが判明したため、これらの各法人の法人格否認を主張し、前記確定判決上のXの支払義務と同様の支払をXおよびこれらの各法人に対し求めるものであり、別訴自体、Xに対する執行の端緒にはかならないため、本件報告書を別訴の書証として提出することは何ら目的外使用に当たらない旨が主張されていた。この点につき、裁判例⑧の判示では何ら問題とされておらず、執行の端緒としての使用という点では目的が共通していることから、特段の問題はないと考えてよいといえる。

ここまで行ってきた、裁判例での報告の違法性に関する判示の検討の結果をまとめると、照会事項が弁護士への受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものである場合、照会先が報告を行っても守秘義務等に違反せず、報告の違法性は否定される。これに対し、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲を超える場合、照会先の報告の違法性が肯定される。したがって、報告の違法性を肯定した裁判例（特に裁判例③⑦）の先例としての意義が、弁護士会照会に依拠して報告をした場合、照会先は秘密帰属主体に対する法的責任を負う旨を判示するといふように、過度に一般化された形で理解されるべきではないといえる。²⁵⁾

なお、従来の裁判例では、報告の違法性の判断をなす際に、問題となる照会事項についての照会が申出弁護士の受任事件との関係で必要性・相当性、または必要性・合理性を有するか否かを基準とするものがあり（裁判例④⑤⑦⑧）、照会申出の適否についての弁護士会での審査体制を紹介する文献でも、審査の基準として照会の必要性・相当性を挙げるものがある。²⁶⁾しかし、ある照会事項についての照会が申出弁護士の受任事件の処理との関係で必要性が認められるものであれば、当然に照会の相当性ないし合理性も認められるはずであり、相当性ないし合理性を必要性和特段に区別して報告の違法性の判断要素とするまでもないように思われる。故に筆者は、報告の違法性が認められるか否かの判断に際しては、ある照会事項についての照会が弁護士の受任事件の処理との関係で必要性が認められるものであるか否かが基準となるというように、照会の必要性に一元化する形で基準を理解する立場を採りたいと考える。

第二款 報告拒絶に基づく損害賠償請求の事案との整合性

ここまで、判例・裁判例の検討から、照会先の報告につき違法性が認められるか否か、すなわち、具体的な事案との関係で報告義務と守秘義務等のいずれが優先するかという問題につき、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関

係で必要な範囲内の情報に関するものであるか否かが基準となることを明らかにした。この点については、特に報告拒絶が照会申出弁護士、依頼者、弁護士会に対する不法行為に当たるとして照会先に対し損害賠償請求の訴えが提起された事案に係る裁判例で、照会先の報告拒絶が具体的な事案との関係で正当な理由がない、すなわち、報告義務に違反するとされる場合と平仄が合っているか否かを確認する必要がある。

報告拒絶を理由として照会先に対し損害賠償請求の訴えが提起された事案に関する公判裁判例は、現在下級審裁判例が計二二件あり²⁷⁾、請求を認容しているものは計六件である。

まず、(a)京都地判平成一九年一月二四日(判タ一三三八号三二五頁)は、申出弁護士の依頼者たる相続人の請求を認容しているが、被告たる照会先は遺言執行者たる司法書士であり、報告を拒絶された照会事項も、受遺者に対する遺留分減殺請求手続のための、遺言執行状況に関する情報であり、報告拒絶に正当な理由がないとされた理由も、遺言執行者が相続人に対し遺言執行の内容についての報告義務を負う(民法一〇一二条二項・六四五条・一〇一五条)ことである。次に、(b)東京地判平成二二年九月一六日(金法一九二四号一一九頁)も、申出弁護士の依頼者たる相続人の請求を認容しているが、被告たる照会先は金融機関であり、報告を拒絶された照会事項も、相続財産の有無等の確認のための、金融機関・被相続人間の総合口座取引等に係る取引経過等であり、報告拒絶に正当な理由がないとされた理由も、金融機関が相続人に対し被相続人名義の預金等契約に関する取引経過開示義務を負っていたことである(控訴審判決たる東京高判平成二三年八月三日(金法一九三五号一一八頁)は、依頼者の金融機関に対する取引経過開示請求権を否定し、原判決を取り消し請求を棄却している)。まとめると、裁判例(a)(b)は、照会先が依頼者に対し情報提供に関する実体法上の義務を負うが故に報告拒絶に正当な理由がないとされた事案であり、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであるか否かは、報告拒絶の正当な理由の有無の判断に当

たり表には出ていない。

加えて、(c)岐阜地判平成二三年二月一〇日(金法一九八八号一四五頁参照)は、申出弁護士・依頼者の請求を認容しているが(控訴審判決たる(d)名古屋高判平成二三年七月八日(金法一九八八号一三五頁))は、申出弁護士の請求につき原判決を取り消し、請求を棄却している)、照会先は消防署長(被告は市)であり、報告を拒絶された照会事項は、医療過誤訴訟提起の際の方針の判断のための、依頼者の亡妻に係る救急搬送の経緯等である。そして、裁判例(c)で報告拒絶に正当な理由がないとされた理由は、主に、照会事項につき個人情報保護条例に基づく情報開示請求により回答可能であることは弁護士会照会に対する報告拒絶の正当な理由とはならないことであった。すなわち、裁判例(c)では、依頼者が個人情報保護条例に基づく情報開示請求をなし得ることが、照会先の報告拒絶に正当な理由がないことの前提となっており、それ故、裁判例(c)でも、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであるか否かは、報告拒絶の正当な理由の有無の判断に当たり表には出ていない。

また、(e)福岡地判平成二五年四月九日(判時二二五八号六一頁参照、金判一四四〇号四七頁参照、金法一九九五号一一八頁参照)は、依頼者の請求を認容しているが(併合されていた、申出弁護士の請求は棄却されている)、被告たる照会先は全国健康保険協会であり、報告を拒絶された照会事項は、依頼者の元夫に対する離婚訴訟提起、債務名義に基づく給与債権差押えのための、元夫の就業先に関する情報である。そして、裁判例(e)で報告拒絶に正当な理由がないとされた理由は、照会先が弁護士会照会に応じることは個人情報保護法二三条一項一号所定の個人情報報の第三者提供が本人の同意なしに認められる場合たる「法令に基づく場合」に当たるというものであり、この裁判例でも、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであるか否かは、報告拒絶の正当な理由の有無の判断に当たり表には出ていない。

これに對し、(f)名古屋高判平成二七年二月二六日(判時二二五六号一一頁、金判一四七〇号一四頁、金法二〇一九号九四頁)は、弁護士会の請求を認容しているが(併合されていた、申出弁護士の依頼者の請求は棄却されている)、被告たる照会先は(旧)郵便事業株式会社(現、日本郵便株式会社)であり、報告を拒絶された照会事項は、債務名義に基づく動産執行に際し債務者の住居所を把握するための、債務者宛の郵便物についての転居届記載の新住所(居所)等である。そして、裁判例(f)は、報告を拒む正当な理由があるか否かにつき、照会事項ごとに、報告により生ずる不利益と報告拒絶により犠牲となる権利実現の利益との比較衡量により決せられるべきであるとした上で、まず、(a)報告による不利益につき、住居所は社会生活上、一定範囲の他者への開示が予定され、個人の内面に関わる秘匿性の高い情報ではなく、さらに、各弁護士会は個々の弁護士に、照会で得られた報告につき慎重な取扱いを求め、目的外の使用を禁じる等しているから、照会事項に係る情報が不必要に拡散されるおそれは低いとする。次に、(b)報告拒絶により犠牲となる利益につき、照会に対する報告が拒絶されれば申出弁護士の依頼者が司法手続により救済が認められた権利の実現の機会を奪われ、これにより損なわれる利益は大きく、また、動産執行をするに当たり照会事項を知る必要性が高いとする。そして、前記の(a)と(b)との比較衡量により、弁護士会照会に対する報告義務が郵便法八条二項の「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に係る照会先の守秘義務に優越し、照会先の報告拒絶には正当な理由がないとする。すなわち、裁判例(f)では、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものである点が、照会先の報告拒絶に正当な理由がないとする理由として挙げられている。

ここまで、照会先の報告拒絶を理由とする申出弁護士、依頼者、弁護士会からの損害賠償請求に係る公判裁判例のうち、請求を認容したものを概観してきた。他方、請求を棄却した裁判例の中には、申出弁護士・依頼者の権利・法的利益の侵害や照会先の過失が認められないこと等を理由に、照会先の報告拒絶が具体的な事案との関係で報告義務

違反に当たるか否か、すなわち、報告拒絶に正当な理由があるか否かを判断せずに請求棄却の結論を導いたものもある。²⁸⁾しかし、請求を棄却した裁判例の多くは、具体的な事案との関係での照会先の報告義務を認めた上で、申出弁護士・依頼者の権利・法的利益の侵害や照会先の過失が認められないこと等を理由に請求棄却の結論を導いているところ、その多くは何らかの形で、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであることを、報告拒絶に正当な理由がないとの判断をする際の基準としている。³⁰⁾

まず、具体的な事案との関係での報告義務の有無の判断につき、報告による利益と報告拒絶による照会先ないし秘密帰属主体の利益との比較衡量の枠組みを採用する東京地判平成二四年一月二六日（判タ一三八八号一二二頁、金判一四一四号三一頁、金法一九六四号一〇八頁）、福岡高判平成二五年九月一〇日（判時二二五八号五八頁、金判一四四〇号三九頁、金法一九九五号一一四頁。裁判例(e)の控訴審判決）、名古屋地判平成二五年一〇月二五日（金判一四四三号四六頁、金法一九九五号一二七頁、判時二二五六号二三頁参照。裁判例(f)の第一審判決）では、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであることが、照会先の報告拒絶に正当な理由がないとする判断の決め手となっている。次に、大阪地判平成一八年二月二二日（判タ一二一八号二五三頁、金判一二三八号三七頁、消費者法ニュース六七号七六頁、判時一九六二号八五頁参照）は、プロバイダ責任制限法の趣旨・理念を参酌し、照会先が弁護士会照会に対する報告義務を負う場合につき独自の要件を定立するが、その一つとして、照会されている情報が申出弁護士の依頼者の権利・法的利益の裁判制度による回復を求めるために必要である場合その他これに準じる当該情報の開示を受けるべき正当な理由があることを挙げており、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであることは、具体的な事案との関係での照会先の報告義務を認める前提となっているといえる。前記の大阪地判の控訴審判決たる大阪高判平成一九年一月三〇日（判時一九六二号七八

頁、金判一二六三号二五頁、金法一七九九号五六頁、消費者法ニュース七一号一〇九頁）は、照会された情報が個人の情報であっても照会先は当然に報告義務を負うとするが、その理由として、弁護士法により弁護士会がその個人情報を得ることが必要であると判断した情報が個人情報であるとの理由でその取得を制限されるのであれば、弁護士法の趣旨が没却され、必要な事実関係の解明を追及する国の司法制度は維持できなくなってしまうことが挙げられており、この裁判例でも、照会事項が弁護士受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであることは、具体的な事実との関係での照会先の報告義務を認める前提となっているといえる。また、東京高判平成二二年九月二十九日（判時二一〇五号一一頁、判タ一三五六号二二七頁、金法一九三六号一〇六頁）は、照会事項たる個人の郵便物についての転居届に係る情報のうち、転居届記載の転送先等につき、住所所は人が社会生活を営む上で一定範囲の他者に開示されることが予定されている情報であり実質的な秘密性が薄いのに対し、弁護士会照会では申出弁護士が受任事件の処理に必要として照会申出をし、弁護士会が照会を相当と認めた情報につき報告を求めるものであり、その制度趣旨からして報告の必要性は高いとして、照会先の報告拒絶に正当な理由は認められないとし、これに対し、転居届の筆跡の状況、転居届受理の際の本人確認の有無・方法につき、秘密性が高いのに比し、受任事件の処理（動産執行の準備のための債務者の住居所の探索）のための必要性が比較的低いとして、報告拒絶の正当な理由を認める。すなわち、この東京高判でも、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであることは、具体的な事実との関係での照会先の報告義務を認める前提となっているといえる。

まとめると、照会先の報告拒絶を理由として損害賠償請求の訴えが提起された事案に係る従来の公判裁判例では、照会先が情報提供に係る実体法上の義務を負うことや、弁護士会照会に対する報告が個人情報保護法所定の個人情報報告の第三者提供が本人の同意なしに認められる除外事由に該当すること等の理由から、報告拒絶の正当な理由を否定す

るものもある。しかし、多くの裁判例ではおおむね、照会事項が弁護士受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであるか否かが、報告拒絶の正当な理由があるか否かを判断する基準となつているといえ、照会先の報告を理由とする損害賠償請求の訴えに係る判例・裁判例とは平仄が合っているといえる。

第二節 報告に係る照会先の故意・過失

報告に係る照会先の損害賠償責任を否定する裁判例①④⑤⑥⑧は、報告の違法性が認められないことを理由に請求を棄却しているため、報告に係る照会先の故意・過失については判断を示していない。

これに対し、当然のことながら、報告に係る照会先の損害賠償責任を肯定する裁判例②③⑦は、照会先の過失を認めている。このうち、裁判例③は、控訴審判決たる裁判例②に対するYの上告理由中で報告の違法性、および、報告とXの損害との相当因果関係についてのみ争われている関係で、Yの故意・過失につき明示の判断を示していない。

裁判例②は、前科に関する報告を求める弁護士会照会に対し市区町村長は回答できないとする昭和三十六年一月三一日付の(旧)自治省行政課長からの回答等が存在し、関係各行政庁もその趣旨に沿った取扱いをし、Yでも同様の実務を行っていたことから、中京区長には報告を拒絶すべきであったのにこれを怠った過失がある旨を判示するが、この判示は市区町村長に対する前科等の照会に限定されたものであり、他の事例に一般化できるものではない。

また、裁判例⑦は、(1)Yが税理士として守秘義務の趣旨・重要性につき当然認識していて、また、法律実務に従事する者であるから、本件照会申出の理由に照らして本件照会事項が適当でないことを十分認識し得たこと、(2)Yは別件訴訟ではB側の立場で関与していて、また、B・Xの双方と確定申告業務等の委嘱契約関係を有していたところ、本件照会ではBの代理人弁護士からの照会申出に基づくものであり、本件開示行為はXのプライバシーに属する事項を

含む情報をBに提供する結果となるものであること、(3)本件照会の時点ではYがXからの確定申告の依頼を受けなくなつてから二年以上経過しており、Xとの業務委嘱契約は黙示に解除されていたと解されるため、本来は本件確定申告書等をXに返還すべきであり、返還していれば本件照会に対し報告できないはずのものであったことから、Yが少なくともXの意向を確認する等することなく安易に本件開示行為を行ったことにつき過失があるとする。

しかし、裁判例⑦でのYの過失に関する判示の一部については、その前提に対し、すでに疑問が呈されている。まず、(3)の点につき、租税法研究者による論稿等で、裁判例⑦が援用する近畿税理士会綱紀規則一条三項が依頼者への返還を命じているのは帳簿等である等の理由から、この規定をYの過失を認める根拠とすることに疑問が呈されている⁽³¹⁾。また、裁判例⑦は、弁護士会照会は事前に弁護士会が必要・相当性を審査して行われているため、Xの意向を確認せずに本件照会に応じたことに過失はない旨のYの主張に対し、弁護士会が現実に弁護士会照会の申出の適否につきどの程度の審査を行っているのか不明であるとしてYの主張を排斥し、その際、京都弁護士会はDの申出を受けた当日に直ちに本件照会をYに発送しており、厳格な審査が行われた形跡はない旨を述べる。しかし、この点に対しては、弁護士による論稿で、京都弁護士会では形式面での審査を経た段階で照会申出を受け付けた日としており、申出がされた当日に照会の発送をした訳ではないとの指摘がなされているのをはじめ、疑問が呈されている⁽³²⁾。

そうすると、裁判例⑦のYの過失に関する判示のうち、意義を有するのは(1)(2)の点に限られると思われる。まず、(1)の点は、守秘義務等を負う者や法律実務に従事する者全般に当てはまる。しかし、(2)の点については、申出弁護士の依頼者と照会先との特別な関係の存在、ないし、照会先が申出弁護士の依頼者と秘密帰属主体の双方と委嘱契約関係を有していたことがYの過失の認定の基礎となっており、他の事例に一般化できるものではないと考えられる⁽³³⁾。

このように、報告に係る照会先の過失を認める裁判例の判示を見ても、個々の裁判例の事案を超えて一般化できる

判断要素を抽出することは困難であり、強いて一般化可能なものを挙げるとすれば、裁判例⑦が挙げる、照会先が守秘義務の趣旨・重要性につき当然認識していたことくらいしかないと考えられる。

しかし、個々の事案での事実関係を見てみると、照会先の損害賠償責任が最終的に肯定された事案（裁判例①②③の事案、裁判例⑥⑦の事案）では、照会先が報告に際し弁護士会ないし申出弁護士に対し照会の必要性や照会事項等につき問い合わせたことで確認をしたとの事実が認められないのに対し、照会先の損害賠償責任を否定した裁判例の事案では、多くの場合、弁護士会ないし申出弁護士に対する問い合わせ・確認をしたとの事実が認められている。

まず、裁判例④の事案では、照会事項がXの「預金元帳」の写しの送付であるのに対し、当時Yにおいては「元帳」はなく、預金の入出金は取引明細表として管理されていたため、Gが照会事項に記載されていた「元帳」の意味につき取引明細表の趣旨であるか否かを確認するためにDに電話で確認したところ、Dから取引明細表の写しに伝票等の写しを付して送付するよう強く求められたとの事実がある（この点は、報告自体ではなく、照会事項以外の書類を送付したことについてのGの過失を否定する根拠とされている）。

また、裁判例⑤の事案では、Yの担当者が札幌弁護士会に電話で問い合わせを行い、同弁護士会の副会長に、法律上の守秘義務を負う場合でも報告が許されるかとの趣旨の質問をし、照会に対する報告は公的な義務であり正当な理由がない限り拒絶できない旨、および、本件では報告拒絶の正当な理由はない旨の回答を受けたとの事実がある。

まとめると、照会先が報告に際し弁護士会ないし申出弁護士に対し照会の必要性や照会事項等につき問い合わせたことで確認をしたか否かについては、従来の判例・裁判例では報告に係る照会先の過失の有無の認定に際し判断要素とされているわけではないが、報告に係る照会先の損害賠償責任を否定する裁判例の事案の多くで問い合わせ・確認を行ったとの事実が認められることから、この点を報告に係る照会先の過失の有無を判断するための、個々の事案を超えて

一般的に当てはまる要素の一つとして考えてよいように思われる。

(13) なお、裁判例②③は、中京区長によるXの前科等の報告とAの幹部らが中央労働委員会・京都地方裁判所の構内等で事件関係者・傍聴人等にXの前科等を摘示・公表したこととの間に相当因果関係を認めるが、この判断に対し、飯畑・前掲注(3)二六〇頁は「風が吹けば桶屋が儲かる」式の論理であり誤謬を犯していると批判し、堀部ほか・前掲注(10)二三頁「内田剛弘発言」、平松・前掲注

(10)一九頁は、区長の報告と依頼者によるプライバシー侵害・名誉毀損行為との相当因果関係は切断されている旨を論じる。

(14) なお、(a)報告を拒絶する正当な理由の有無を決する際の比較衡量の要素として何を挙げるべきかについては、現在のところ、判例・裁判例では十分に判断が統一されていないからであり、また、(b)照会を行う弁護士会のみが比較衡量を行うのか、照会先も独自に比較衡量を行い報告するかどうかを判断すべきかという問題もある。本稿では紙幅の都合等により、これらの点は検討対象とせず(別の機会に改めて検討したい)、報告拒絶の正当な理由の有無の判断要素については各判例・裁判例の判示を前提として、具体的な事実との関係での報告の違法性を検討することにした。なお、(b)の点を検討する論稿として、伊藤・前掲注(5)一八～二〇頁。

(15) 佐藤三郎(司会)ほか「座談会」地域金融機関における弁護士会照会制度の現状と課題」金融法務事情二〇四〇号(二〇一六年)一〇頁「加藤文人発言」は、「弁護士会照会に対する報告を拒絶すれば弁護士会等から訴訟提起される一方で、照会に応じて報告すれば報告された情報の帰属主体から訴訟提起される」というように単純に整理するべきではなく、この点を合理的に整理すると、「必要性・相当性ある弁護士会照会」を受けたにもかかわらず報告を拒絶すれば、弁護士会照会に対する報告義務に違反することになる一方で、例えば「必要性・相当性の評価につき照会先として異議を述べなければならぬ範囲が存在する事案」で照会先が「漫然とこれに回答した場合」は、当該情報の帰属主体に対する損害賠償義務等が問題となり得るといえる旨を論じる。

(16) 福原・前掲注(9)三三～三三頁は、裁判所・検察庁・行政機関等がそれぞれにつき認められる照会権限(民事訴訟法一八六条、刑事訴訟法一九七条二項・二七九条等)により知り得た個人の前科等についても、公開の法廷または審判廷における審理・弁論または判決・審決等により公表される結果となるのは通常の事例であり、これを知り得た関係者・傍聴人等が濫用することを阻止する保障はないこと、弁護士についても守秘義務違反に対し懲戒の制度があることを理由に、裁判例②の判示を批判する。また、堀部ほか・前掲注(10)二二頁「内田発言」は、弁護士の職責上、具体的に照会回答を受けた他人の前科等につき、プライバシーまたは名誉の問題が絡むので公表してはならないということを依頼者に対し遵守させることは可能である旨を論じる。さらに、飯畑・前掲注(3)

二四六頁も、裁判例②の判示を批判する理由の一つとして、申出弁護士やその依頼者が不特定多数人に他人の秘密にわたる事実を公然摘示すれば名誉毀損罪が成立するほか、弁護士については、所属弁護士会の秩序または信用を害し、その他弁護士としての品位を失うべき非行があったものとして、懲戒責任を生ずることを挙げる。

なお、梅本吉彦「弁護士会照会制度の現代的意味」自由と正義六二巻一三号（二〇一一年）一二頁注（七）は、弁護士が弁護士会照会制度により取得した情報を本来の趣旨と異なる目的のために流用した場合、それ自身が弁護士懲戒の対象となる旨を論じ（佐藤三郎ほか「弁護士会照会をめぐる最近の動向——金融機関への照会を中心に——」銀行法務21七七六号（二〇一四年）二五頁も同旨）、佐藤三郎「制度を維持するために注意すべき点」自由と正義六六巻一号（二〇一五年）三九頁、愛知県弁護士会編『事件類型別弁護士会照会』（日本評論社、二〇一四年）三七頁、東京弁護士会調査室編『弁護士会照会制度（第五版）』（商事法務、二〇一六年）三八頁も、照会で得られた情報の目的外使用を戒める。

(17) なお、前注（４）で挙げた各論稿で筆者が照会先の報告拒絶を理由とする報告義務の確認の訴え、および、損害賠償請求の訴えの可能性を論じるために検討した従来の裁判例でも、具体的な事案での照会先の報告義務の有無の判断に際し、裁判例②のような理由付けを採用するものはない。また、本章本節第二款も参照。

(18) なお、加藤文人「弁護士会照会の審査体制、審査基準、審査の際の留意点」自由と正義六六巻一号（二〇一五年）三六頁は、現在多くの弁護士会で、「照会を求める事項」のみならず、「照会を求める理由」についても照会先に送付する「副本方式」を採用し、照会先においても「当該照会が必要・相当性があり、回答義務があること」を個別に確認できるようにしている旨を論じる。また、佐藤三郎ほか「弁護士会照会の審査の手續と体制について——五つの弁護士会の審査の実状の紹介——」金融法務事情二〇二二号（二〇一五年）一七頁「佐藤」も、古くは弁護士会照会の審査が緩やかであった時代もあったが、裁判例③を契機に、実質的な審査が広く行われるようになった旨、照会の方法自体も、照会事項だけを発送する目録方式から、照会先に照会理由も発送する副本方式へとほぼ統一された旨を論じる（伊藤・前掲注（５）九頁注（11）も同旨）。

(19) 平田・前掲注（10）最終解民事篇二五九頁。同・前掲注（10）ジュリ三五頁も参照。

(20) 伊藤・前掲注（５）九一〇頁は、裁判例③の判示を判例法理として一般化した場合の要素の一つとして、法律上の保護に値する秘匿性の高い法益に係る照会であっても報告すべき場合があるという点を挙げ、その上で、同裁判例は一般論として、秘匿性の高い法益に関する照会の場合であっても、合理的判断に基づき報告内容であれば、照会先が秘密帰属主体に対し損害賠償責任を負うことではないとの法理を明らかにしたものと考えられる旨を論じる。

(21) 梅本吉彦「民事訴訟手続における個人情報保護」法曹時報六〇巻一一号(二〇〇八年)三二頁は、裁判例③の先例的意義は、照会申出書に「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」とあったにすぎない場合に、市区町村長がその保管する犯罪人名簿に記載されている前科等の全てを報告したことは違法な公権力の行使に当たるといふ点にあると解するのが相当である旨を論じる。また、佐藤三郎・長谷川卓(司会)ほか「座談会」弁護士法二三巻の二の照会に対する金融機関の対応「金融法務事情一九九一年(二〇一四年)九頁(杉本朗発言)」は、裁判例③は弁護士会照会の回答義務自体を否定しているわけではなく、前科や犯罪歴につき、漫然とした照会理由に、漫然と多数ある前科を全て回答したことが問題にされた事案にすぎない旨を論じる。

(22) なお、木村・前掲注(12)一二頁は、裁判例⑥⑦の事案での立証目的との関係で確定申告書の内容が有用でないとまで言い切れるかという疑問がある旨を論じる。前章で紹介したように、裁判例⑥⑦の事案では、照会で得られたXの平成二〇年・二一年分の確定申告書等の写しが別件訴訟の控訴審に提出され、本件特殊事情記載がBに有利な証拠として評価され、Bの請求が一部認容される結果となっている。しかし、本件確定申告書等が別件訴訟の決定的な資料といえること等から、裁判における真実発見という公共的利益がXのプライバシー権の保護の利益に優先する旨のYの主張に対し、裁判例⑦は、本件確定申告書等にはたまたま本件特殊事情記載が存在したことから、それが別件訴訟の有力な証拠になったにすぎず、それは結果論であり、一般的には、平成二二年三月以降の就労不能の状態を立証する証拠として、平成一五―二二年の確定申告書や総勘定元帳の記載内容とは関連が希薄であるとの理由から、Yの主張を排斥する。しかし、裁判例⑥⑦の事案で本件特殊事情記載が平成二二年三月以降のXの就労不能の証明のための間接証拠となる可能性は十分あり、それ故、別件訴訟の控訴審では本件特殊事情記載がBに有利な証拠として評価されていると考えられるため、Xの確定申告書等の写しの送付を求める照会自体が別件訴訟の争点に係る立証との関係で必要性・相当性を完全に欠くとする裁判例⑦の判示にはわかには首肯できないと筆者は考える。

(23) なお、この点に関しては、現行民事執行法にも金銭執行の債務者に自らの財産を開示させる財産開示手続(民事執行法一九六条以下)があるため、弁護士会照会によらなければ強制執行の対象財産の探索のために必要な情報が入手できないわけではないのではないのかとの批判が考えられる。しかし、現行の財産開示制度は、不出頭や虚偽陳述等に対する制裁が三〇万円以下の過料にとどまること(民事執行法二〇六条一項)から、実効性を欠き(三木浩一「わが国における民事執行制度の課題——財産開示制度を中心として——」三木編『金銭執行の実務と課題』(青林書院、二〇一三年)一一六―一一七頁〔初出二〇一二年〕)、対象となる債務名義も限定される。加えて、債務者の財産情報を第三者に照会するための制度は現行民事執行法には存在しない。そのため、現行法を前提とすれば、弁護士会照会により第三者に債務者の財産に関する情報につき報告を求めることは、実効的な形で執行の端緒となる情報を収

集する手段として認められるべきであり、財産開示制度の存在から直ちにその可能性が否定されるべきではないと筆者は考える。

(24) 佐藤＝長谷川ほか・前掲注(21)一六頁「京野垂日発言」。

(25) 梅本・前掲注(21)三四頁は、裁判例③の先例としての機能が、照会先が弁護士会照会の内容につき情報の主体の同意なしに回答したところ、その内容とする情報の主体から照会先に後日法的責任を追及された場合には、回答した照会先は法的責任を負うことになる、との命題に抽象的に一般化されて社会的に機能していることが顕著に伺われるとして、このような状況を批判する。また、伊藤・前掲注(5)八頁は、裁判例③が従来、照会先による報告が秘密帰属主体に対する不法行為となる場合があることを認めたものと理解されており、そのことが、報告義務の存否、性質、要件をめぐる議論に影を落とし、ひいては、報告義務をめぐる紛争をどのように解決すべきかの検討にも波及しているように思われる旨を論じる。また、前注(6)も参照。

(26) 佐藤ほか・前掲注(16)二四頁、愛知県弁護士会編・前掲注(16)七頁、加藤・前掲注(18)三五頁、東京弁護士会調査室編・前掲注(16)四頁等。

(27) 照会先の報告拒絶を理由とする損害賠償請求の訴えに関する諸問題につき、森島昭夫「弁護士会照会に対する報告拒否と不法行為責任」自由と正義六六卷一号(二〇一五年)二九～三三頁、伊藤・前掲注(5)二〇～二二頁、酒井・前掲注(4)北園第三章等。

(28) 岐阜地判昭和四十六年二月二〇日(判時六六四号七五頁、判タ二八三号二八四頁)、大阪地判昭和六十二年七月二〇日(判時一二八九号九四頁、判タ六七八号二〇〇頁)、東京高判平成二五年四月一日(金判一四二六号二六頁、金法一九八八号一一四頁)、東京地判平成二六年七月二二日(金判一四五二五号五〇頁①事件)、東京地判平成二七年三月二七日(判時二二六〇号七〇頁)。

(29) なお、東京地判平成二一年七月二七日(判タ一三三三三二〇七頁)、東京地判平成二六年八月七日(金判一四五二五号五〇頁②事件)は、具体的な事案との関係での照会先の報告義務を否定して請求を棄却する。

(30) なお、名古屋地判平成二五年二月八日(金法一九七五号一七頁、金判一四三〇号二九頁参照)、および、その控訴審判決たる名古屋高判平成二五年七月一九日(金判一四三〇号二五頁)は、照会先(クレジット会社)と秘密帰属主体(加盟店)との間の加盟店契約で、法令の規定により提供を求められた場合等には公的機関に加盟店情報を提供することに同意することが定められており、弁護士会照会に対する報告はこの場合に該当するとの理由から、照会先の報告義務を認めるが、原告たる弁護士の法的利益の侵害がない等の理由により、請求を棄却する。

(31) ただ、租税法研究者の論稿等でも、近畿税理士会綱紀規則一条三項の理解は分かれる。まず、藤中・前掲注(12)四四頁は、帳簿・請求書・領収書等は依頼者の所有物であり、委任関係が終了すれば依頼者に税法上の保管義務があるため、この規定が返還を定

めるのは帳簿等である旨を述べた上で、確定申告書等（の写し）は税理士が業務上作成した書類であるからむしろ税理士に税法上の保管義務が課せられる旨を論じる。他方、岩崎・前掲注（12）一八―一九頁は、同規定が返還を定めるのは依頼者の確定申告書等の資料の原本についてであり、本件で開示されたのは税理士により保管されていたこれらの資料の写しのデータであること、税理士法四一条五項が税務に係る帳簿につき閉鎖後五年間保存しなければならないと規定し、同法施行規則一九条により、この帳簿を磁気ディスクをもって調整する場合にも適用していること、実際には依頼者に係る税務調査等に対応するため、租税は税や更正処分に係る除斥期間に対応して、七年間程度は資料を保管することがあり得ることを論じる。

なお、近畿税理士会網紀規則一一条三項の条文は裁判例⑦の理由中で引用されているが、その文言は「会員は、業務委嘱契約を解除したときは、やむを得ない事由による場合を除き、すみやかに委嘱者に帰属する帳簿等を返還しなければならない。」である。

（32） 佐藤ほか・前掲注（18）一六―一七頁「佐藤」。

（33） 木村・前掲注（12）一三頁は、各弁護士会が弁護士会照会の審査体制の充実を図っていることは多くの論考で発表されているところであるが、それにもかかわらず「どの程度の審査を行っているか不明」とし、さらに照会申出当日に照会が発送されたことをもって「厳格な審査が行われた形跡はない」と断ずるのは唐突な感を免れない旨を論じる。また、佐藤ほか・前掲注（15）一三頁「富田隆司発言」は、報告拒絶を理由に弁護士会が原告となつて照会先に対する損害賠償請求の訴えを提起し、請求が一部認容された名古屋高判平成二七年二月二六日（判時二二五六号一頁、金判一四七〇号一四頁、金法二〇一九号九四頁）と裁判例⑦を比較し、両裁判例の違いにつき、裁判例⑦では照会を実施した弁護士会が訴訟当事者となつて具体的な審査方法を裁判所に対し説明していないため、裁判所からすると、弁護士会の審査や、当該照会の実施に至つた経緯がどのようなものであつたか等についての正確な認識がないまま判断しているところにある気がする旨を論じる。

（34） 伊藤・前掲注（5）一〇―一一頁は、裁判例⑦については、照会申出をした弁護士（依頼者）と照会先との間に以前から一定の關係が存在したことが判断の基礎となっており、これを一般化して、報告を拒絶すべき正当な理由に関する利益衡量を誤れば、照会先が秘密帰属主体に対し損害賠償責任を負担するとの判断を示したものと解することは適切でないとと思われる旨を論じる。

第四章 むすびにかえて

ここまで、弁護士会照会に対する報告を理由として秘密帰属主体が照会先に対し提起する、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えにつき検討してきた。そして、公刊された判例・裁判例の検討から、報告に係る照会先の過失の有無を判断する際の要素につき、個別の事案を超えて一般化が可能なものの抽出は困難であったものの、報告につき違法性が認められるか否かの判断に際しては、照会事項が弁護士の受任事件の処理との関係で必要な範囲内の情報に関するものであるか否かが基準となる旨を明らかにすることができた。

もっとも、本稿での分析には不十分な点や思わぬ誤解も多々あると思われるが、今後も弁護士会照会の検討を深めていくにあたり、多くの方々からのご教示・ご批判を仰ぐことができることを願い、本稿を閉じることにした。

**A Report to Request for Information by Bar Association
and Liability for Damages of Entity that report
on Information to Bar Association**

Hiroyuki SAKAI

- I The subject
- II Cases
- III The applicability of tort law to report on information to bar association
 - 1 The illegality of report
 - (1) The criterion of illegality
 - (2) The consistency between cases of damages for report and cases of damages for refusal to report
 - 2 Intentionality or negligence of entity that report on information to bar association
- IV Conclusion